

誓約書（申請者用）

1. 補助対象設備の設置によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させること。
2. 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（FIT）の認定を取得しないこと。
3. 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないこと。
4. 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠すること。特に、次の（a）～（i）をすべて遵守していることを確認すること。
 - （a）地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
 - （b）関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。
 - （c）防災、環境保全、景観保全を考慮し対象設備の設計を行うよう努めること。
 - （d）一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。
 - （e）電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。
 - （f）設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
 - （g）接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
 - （h）防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。
 - （i）補助対象設備を処分する際は、関係法令（呉市条例を含む。）の規定を遵守すること。
5. 補助対象設備により発電した電力量の30%以上を、申請した住宅の敷地内で自ら消費すること。
6. 法定耐用年数を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
7. 蓄電池も併せて設置する場合、交付要綱第4条及び別表第1第2項に掲げる仕様に適合していることを施工業者等に確認すること。
8. 補助対象設備について、当該補助金以外の補助金等を受けていないこと。
9. 市税を滞納していないこと。また、市税の納付状況について市が調査することについて同意すること。
10. 呉市暴力団排除条例（平成24年呉市条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団員等に該当しないこと。また、これらに該当しないと確認するため、市が警察当局に照会することについて同意すること。
11. 申請書（様式第1号）記載の事業完了予定日までに、支払いを含めて事業を完了させること。
12. 呉市脱炭素社会推進重点対策加速化事業住宅用太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱の規程を遵守すること。また、当該交付要綱の規程を遵守しないことにより補助金の交付決定が取り消されても、呉市に対し異議を申し立てないこと。
13. 交付決定の取り消しに伴う補助金の返還や財産処分等により財産処分納付金が発生した場合には、遅滞なく呉市の指示に従い返還、納付すること。

私は、呉市脱炭素社会推進重点対策加速化事業太陽光発電設備等設置費補助金の交付を受けるに当たり、上記の項目について了承し、遵守することを誓います。

年 月 日

署名

（申請者本人が自署してください。）